平成27年4月5日

上中二区町内会規約の改定

　標記について下記の通り規約の一部を改定します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 改定前 | 改定後 |
| （区域）**第３条**　　この会の区域は､次の通り定めます。広島市安佐北区可部３丁目３７番の全域可部４丁目１番から８番までの全域可部５丁目９番７号及び８号　　　　　　　１１番２０号から２５号まで　　　　　　　１２番から２１番までの全域　　　　　　　　　　　　　（１７番２０番を除く） | （区域）**第３条**　　この会の区域は､次の通り定めます。広島市安佐北区可部３丁目３７番の全域３８番１及び３と３５号から４３号まで可部４丁目１番から８番までの全域可部５丁目９番７号及び８号１１番２０号から２５号まで　　　　　　　１２番から２１番までの全域　　　　　　　（１７番２０番を除く）　 |
| （役員）**第９条**　　この会には次の役員を置きます。1. 会長 １名
2. **副会長 １名**
3. 書記 １名
4. 会計 １名
5. 専門部長 ６名
6. 監事 ２名
7. 組長 若干名
8. 相談役 若干
 | （役員）**第９条**　　この会には次の役員を置きます。1. 会長 １名
2. **副会長 2名**
3. 書記 １名
4. 会計 １名
5. 専門部長 ６名
6. 監事 ２名
7. 組長 若干名
8. 相談役 若干名
 |